

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成6年に「**林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン**」（H6.7.18基発461号の3、改正R2.1.31基発0131第4号。以下「**ガイドライン**」という。）を定め、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。
- 伐木、造材、集材、造林等の作業を行う作業現場を有する**林業の事業者に対して、ガイドラインを適用。**

2 概要

- (1) 事業者は、**緊急時における連絡体制等を整備**すること。
 - ① 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため、**通信が可能である範囲、作業場所における作業中の労働者相互の連絡の方法等必要な事項を定め、その内容を関係労働者に周知**すること。
 - ② 作業現場における安全の確認、労働災害発生時の連絡等を行う**連絡責任者を選任**すること。
- (2) 事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その**作業を開始する前に**、次の事項を行うこと。
 - ① 連絡責任者に緊急時における**連絡の方法の確認**をさせること。
 - ② 携帯電話等の端末又は無線通信の機器の**バッテリーの充電状態及び故障の有無を確認**し、異常がある場合は**バッテリーの交換**等必要な措置を講じること。 等
- (3) 事業者は、**連絡責任者に、作業現場において**、次の事項を行わせること。
 - ① 作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による**通信が可能である位置を確認**しておくこと。
 - ② 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、**直ちに搜索**を実施すること。
- (4) 事業者は、**労働者に、作業現場において**、次の事項を行わせること。
 - ① 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、**相互の安全を確認**すること。
 - ② 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等には、当該労働者の作業場所に行く等により**異常の有無を確認**すること。 等
- (5) 事業者は、**労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に**、次の事項を行わせること。
 - ① 労働災害の発生を発見した**労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡**すること。
 - ② 原則として**連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行う**こと。 等
- (6) 事業者は、関係労働者に対し、無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法等について**教育訓練を行う**こと。